

アクサ損害保険株式会社  
損害調査本部 前野様

0807131 小林宗明

12月3日、お電話にてお話しした書類を同封いたします。また、当方の言い分である「御社から提示されている賠償額 35万円は車両の時価に相当しない」に関する理由を以下に記します。ご査収くださいませ。

## 記

過去の判例を紐解いてみた結果、耐用年数を超えてレッドブックにも掲載されていない車両の時価は、減価償却によって算出されるケースが多いようです(当該車両が未だ中古市場で人気のある絶版英国車であることから考えても、いわゆるレッドブックによる時価算出は適当ではないと思われま)

算出の際には、個人売買による購入額の40万7000円(自動車税の残月充当費を含む)に諸費用(車庫証明、ナンバー交付、名義変更)7130円および専門工場でのレストア費用(内訳は別紙)26万7160円の、計68万1290円を車両の取得価額に充てます。また、経過年数には0.1年(7月1日購入、8月7日事故発生)を充てています。

$$\text{定率法: } 681290 \times (1-0.319)^{0.1} = 655612$$

$$\text{定額法: } 681290 - (681290 \times (1-1/10) \times 0.166 \times 0.1) = 671112$$

レストアに要した費用を車両取得価額に加える根拠は、所得税法施行令第126条「減価償却資産の取得価額」の第1号イに基づいています。同文には「当該資産の購入の代価その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額」とあり、車両を理想的な状態に近づけるために購入とほぼ同時期に施したレストアに要した費用は、この「当該資産の購入のために要した費用」に相当するものだと判断しました。

よって、低い方の算出法であっても時価は65万5000円相当になります。つきましては、この近辺の賠償額で示談できることを強く望みます。